

みどり市地域公共交通計画策定支援業務 仕様書

みどり市地域公共交通活性化協議会

1. 業務名

みどり市地域公共交通計画策定支援業務

2. 実施目的

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりのためには「移動」は欠かせないものであるが、人口減少の本格化に伴う地域公共交通サービスの需要縮小や全国的な運転手不足の深刻化等により地域公共交通の確保・維持は容易では無くなってきている。

一方で、高齢化に伴う運転免許返納者の増加など、社会的な受け皿として人々の移動手段を確保することが重要な課題となっている。

本業務は、こうした地域が自ら交通を再構築（リ・デザイン）していくことの重要性の高まりを受け、本市における最適で持続可能な地域公共交通体系を構築するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「再生法」という。）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通計画の策定を支援することを目的とする。

3. 履行期間

令和 6 年度と令和 7 年度の 2 か年での実施を予定。

【令和 6 年度】 契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 31 日まで

【令和 7 年度】 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（予定）

※令和 7 年度は、令和 6 年度に契約を行った事業者と別に随意契約を締結し、履行期間を定める予定

4. 業務範囲

みどり市全域

5. 計画期間

5 年間（令和 8 年～令和 12 年）

6. 業務内容

国土交通省の「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」を参考としつつ、本市における人口減少や運転手不足によるバス路線の縮退、地域ごとの特性、交通実態、利用者ニーズ、交通事業者の運営上の課題等や行政区域を超えた住民の生活圏を把握しながら、下記の業

務を行うことを基本とする。また、再生法第 5 条に規定される下表の地域公共交通計画に定めなければいけない項目を漏れなく記載できるよう、必要な整理、とりまとめを行うこと。なお、定めるよう努めるものとされている項目の記載についても積極的に提案し、実施すること。

本業務は、次の項目を実施し目的を達成することを想定しているが、業務内容は受注者の企画提案によるものとし、業務の目的達成に資する独自提案を受けるものとする。

○定めなければならない項目

1	地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
2	地域公共交通計画の区域
3	地域公共交通計画の目標
4	前項の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
5	地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項
6	計画期間
7	各号に掲げるもののほか、地域公共交通計画の実施に関し発注者（当該地方公共団体）が必要と認める事項

○定めるよう努めるものとされている項目

1	再生法第 37 条の規定による資金の確保に関する事項
2	都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
3	観光の振興に関する施策との連携に関する事項
4	地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な当該地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項
5	前各号に掲げるもののほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

※ その他に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第二項第三号に掲げる事項（地域公共交通計画の目標）には、地域旅客運送サービスについての利用者の数及び収支、その他の国土交通省令で定める定量的な目標を定めるよう努めるものとする。

【 令和 6 年度業務 】

(1) 計画の検討準備

本業務の目的・趣旨を把握した上で、必要となる資料を収集し、合理的かつ効率的な作業を遂行するとともに質の高い成果を得るため、実施方針や実施体制、工程表など、必要な事項を整理した業務計画書を作成する。

(2) 現状整理（上位計画等の把握、地域特性の整理、公共交通の実態整理）

ア 上位関連計画等の整理

みどり市に関連する最新の上位計画や各種まちづくり計画の内容、施策等を把握し、整合を図るべき施策、誘導施設に関連する施策等を整理する。また、全国で行われている最新モビリティサービス導入事例、最新技術、公共交通における再生可能エネルギーの活用可能性、脱炭素社会の実現に向けた取組との関連性等について整理を行う。

イ 地域特性の整理

人口や世帯、居住者の分布状況を整理する。また、病院、学校、商業施設、観光施設、公共施設など、交通の発着地となる施設の分布状況も整理するとともに、市内及び周辺自治体における人の移動状況及び観光客の移動動態等を整理すること。

ウ 公共交通の実態整理

みどり市における鉄道、バス、タクシーをはじめとする公共交通の位置づけを整理する。また、運行状況や利用実態、収支状況等を整理し、今後の公共交通体系を検討するにあたっての基礎資料となるよう現況把握を行うこと。

なお、受注者においてデータの入手が困難な場合は、発注者が提供する資料に基づき、市内公共交通の運行、利用状況について整理する。

(3) 移動実態及び利用者のニーズ把握のための各種調査の実施

ア 市民アンケート調査

公共交通に対する市民の意識やニーズを把握するため、市民アンケート調査の設計、調査票の作成、発送及び集計・分析を行う。なお、アンケート配布対象は4,000人程度とし、対象者は発注者が抽出し、受注者に宛名ラベルを支給するものとする。

イ ヒアリング調査

鉄道、バス、タクシー、スクールバス、交通空白地有償運送サービス等、公共交通運行事業者に対しヒアリング調査を実施する事により、市民や観光客の移動実態及びニーズを把握・整理する。また、隣接自治体へのヒアリング調査を実施し、広域での公共交通の利便性向上に向けた課題を把握・整理する。

ウ 利用状況把握調査（OD調査）

公共交通を利用している市民の意識やニーズを把握するため、市内で運行中の公共交通において調査員が乗車し、利用者へのアンケート調査を実施する。受注者は調査票の作成、乗車アンケート、データの集計及び分析を行う。

(4) 移動実態とニーズの把握・分析

(3)での調査実施結果やその他群馬県パーソントリップ等の既存資料を基に、住民の移動実態やニーズの整理を行う。また、上位関連計画に示すみどり市の将来像、施策を実現するうえで解決すべき問題の抽出を行い、地域公共交通計画に関する課題として整理する。

(5) 基本方針(公共交通のあり方)及び目標の検討

課題の整理を踏まえ、多様なニーズに柔軟に対応し、かつ持続可能で効率的な公共交通体系を確立するため、公共交通の課題や公共交通需要動向を踏まえ、みどり市の目指す方向性や地域公共交通のあるべき姿(将来像)を検討する。また、基本方針に基づく具体的な目標並びに目標の達成度を把握するための数値指標（KPI）を設定する。

なお、市民の公共交通利用に対する意識醸成の方法等についても併せて検討する。

【 令和 7 年度業務 】

(1) 具体施策とその事業化策の検討

基本目標の達成に向けた具体的な公共交通の取り組み（具体施策）について、発注者と協議し、具体施策の実行・実現に向けたスケジュールや実施時期等を検討・整理する。

(2) 地域公共交通計画の検討、とりまとめ

上記までの調査・分析・検討結果等を踏まえ、「みどり市地域公共交通計画」をとりまとめる。

※パブリックコメントを実施するため、計画のとりまとめ期限は令和 7 年 9 月頃までとする。

【共通】

(1) 協議会の運営支援

みどり市地域公共交通活性化協議会及び協議会開催の資料及び議事録を作成する。

なお、会議の開催回数は、令和 6 年度については 3 回程度、令和 7 年度については 4 回程度とする。

(2) 打合せ協議（月 1 回以上、オンライン併用可）

打合せは、業務着手時、中間時、完了時の計 3 回を基本とするが、このほかにも必要に応じて打合せを行う。

7. 成果品

本業務の成果品は下記のとおりとする。

【令和 6 年度】

- (1) 中間報告書：カラーコピー製本、 3 部
- (2) 上記データを収めた電子記録媒体（CD-R 等） 1 枚

【令和 7 年度】

- (1) 業務報告書：カラーコピー製本、2 部

(2) みどり市地域公共交通計画書本編：カラーコピー製本、100 部

(3) みどり市地域公共交通計画概要版：カラーコピー製本、300 部

(4) 上記データを収めた電子記録媒体（CD-R 等） 1 枚

※データ形式については、構成を発注者と協議の上決定し、可能な範囲で発注者が編集可能な形式（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）で作製すること。

8. 成果物の帰属

成果品の所有権は全て発注者のものとし、受注者は、発注者の承諾を得ずして公表、貸与使用してはならない。

9. その他

受注者は、本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、本要領に定めのない事項が生じた場合ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

以上